

第4章 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況に関する調査

I. TRIPS 理事会に関する動向

TRIPS 理事会は TRIPS 協定の実施、義務の遵守のチェックや、TRIPS 協定に関する事項の協議を行う場であり、毎年3回開催される通常会合などで議論がなされている。

2018年の通常会合においては、1. TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）の関係、2. 知的財産とイノベーション、3. 知的財産と公共の利益、4. TRIPS 協定第66条2に基づく技術移転奨励措置などに関する議論が行われた。以下、上記1.～4.の議論の概要を説明する。

なお、TRIPS 協定中で更に議論を行うことが規定されているワイン・スピリッツの地理的表示の多国間通報登録制度については、特別会合において議論することになっているが、近年はあまり議論の進展がみられず、2018年も特段の進展は見られなかった。

1. TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係

TRIPS 協定と生物多様性条約（CBD）との関係は、WTO 香港閣僚宣言パラ39において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること、また、パラ44において TRIPS 理事会の作業を継続することとされている。

2018年通常会合において、インド、ブラジル、南ア等の途上国側からは、従来どおり、CBD 及び名古屋議定書の定める、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が重要であり、TRIPS 協定と CBD を相互補完的なものとするべく、遺伝資源の出所開示要件の義務付けや、利益配分等のための TRIPS 協定改正の必要性が主張された。また、CBD 事務局を TRIPS 理事会に招聘し、名古屋議定書を含む最近の議論の状況を説明させるべきである旨、WTO 事務局に関連文書の更新を行うべきである旨提案がなされた。

これに対して、日本、米国、カナダ等からは、遺伝資源の出所開示要件等はイノベーションを減退させるおそれがあることから反対の立場が繰り返し表明されるとともに、WIPO の遺伝資源等政府間委員会（WIPO/IGC）こそが本議論に関し最適なフォーラムである旨主張がなされた。ただし、カナダや豪州からは、交渉を予断しない前提で、CBD 事務局が事実関係を説明する点には反対しないとの立場も表明された。

議長からは、必要に応じた非公式な二国間協議などが推奨された。

2. 知的財産とイノベーション

知的財産とイノベーションは、各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題で

あり、米国の主導により、2012年11月のTRIPS理事会通常会合以来議論が行われている。

2018年は、「新たな経済における知財の社会的価値・生活を改善する知財」を通年テーマとし、「知財を重視する産業（IP-intensive industry）が社会に与える経済的な影響」、「知財の社会的価値・生活を改善する知財」及び「知財と新ビジネスの関係、スタートアップの呼び込みや支援の施策」を会合毎のサブテーマとして議論を行った。

各会合では、日本、米国、EU、スイス及び豪州等の先進国から、各国の経験・知見や取組について共有されると共に、先進国のみならずコロンビアやエルサルバドル等の途上国からも知財活用のための取組等が共有された。

一方で、インド及び南アフリカからは、従前どおりの主張として、知的財産が経済発展・イノベーションのための一つの要素にすぎない旨言及があり、知的財産権の有する独占的な側面が場合によってはイノベーションを阻害する要因にもなり得ることや、各国の発展の程度に合わせた知財制度が必要である旨主張がなされた。

3. 知的財産と公共の利益

本議題は、2017年6月のTRIPS理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案されたもの。

2018年は、「規制審査の例外（Regulatory Review Exception）」及び「競争法・施策による公衆衛生の促進」について議論を実施。

「規制審査の例外」については、ブラジルから、医薬品特許に関し特許期間の不当な延長を防止するための措置である規制審査の例外（いわゆるボーラー条項）の重要性が説明された一方、日本、米国、EU等からは、医薬品特許に関しては、同例外に関する議論のみならず有用な新薬開発のためのインセンティブ確保の必要性についても勘案されるべき旨言及がなされた。

「競争法・施策による公衆衛生の促進」については、インド及び南ア等から、各国の競争政策がいかん TRIPS 協定の柔軟性を確保し、公衆衛生の保護に貢献しているか示すべく、各国の競争法の規定、知財制度との調整規定、裁判例について紹介がなされた。

これに対し、日本、米国、EU等からは、知的財産制度の中で特許権者と第三者とのバランスを図ることが重要であり、TRIPS 協定を過度に広く解釈すべきではない旨、そもそも各国の競争政策に関する議論は TRIPS 理事会の外で行うべきである旨等言及がなされ、知財政策と競争政策が両立しうる中で、競争政策と公衆衛生の保護を結びつける意義に疑問が呈された。

4. TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置

後発開発途上国（LDC）グループを代表してハイチ及び中央アフリカから、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく先進国側の取組が LDC 側の期待に十分に応えるものとなっていない点指摘がなされ、TRIPS 協定第 66 条 2 に基づく技術移転奨励措置に関する報告書では LDC に対する奨励措置を特定して記載すべきこと等が提案されると共に、先進国による裨益国の能力開発等は、同条文が予定する奨励措置として不十分である旨主張がなされた。

この点、日本、米国、EU、豪州といった先進国側からは、LDC における技術移転にかかるニーズは様々であり画一的な奨励措置の設定は困難であるところ、その促進のためには LDC における知財制度の整備を含む環境整備が重要である点や、強制的な技術移転ではなく相互に合意された自発的な技術移転の重要性等が主張された。

【参考 1】既加盟国に対する協定実施のレビュー

（作業の概要）

TRIPS 協定は、1995 年 1 月 1 日に発効し、先進国には 1 年間の経過期間を経て 1996 年 1 月 1 日から、また、発展途上国には 5 年間の経過期間を経て 2000 年 1 月 1 日から、協定の履行義務が発生している〈表 1〉。

〈表 1〉 TRIPS 協定の適用時期

	内国民待遇 最恵国待遇	全体	物質特許 (医薬品等)	医薬品等の 補完措置(*1)
先進国	1996.1.1	1996.1.1	—	1995.1.1
途上国		2000.1.1	2005.1.1	
後発途上国		2021.7.1(*3)	2033.1.1(*2)	2033.1.1(*4)

(*1) ウルグアイ・ラウンドの結果、途上国等には、物質特許制度の導入について 2006 年までの経過期間が認められたが、その補完措置として、TRIPS 協定発効日（1995 年 1 月 1 日）から、①医薬品及び農業用化学品の特許出願を受けつけること、②一定の条件の下に医薬品等に排他的販売権を認めることが義務とされている（第 70 条 8 項、9 項）。

(*2) 2001 年 11 月にドーハにて開催された第 4 回閣僚会議で合意された「TRIPS と公衆衛生に関する特別宣言」に基づき、2002 年 6 月の TRIPS 理事会において、後発途上国の医薬品に関連する物質特許制度の導入及び開示されない情報（営業秘密）の保護について、2016 年 1 月 1 日までの経過期間が認められており、2015 年 11 月の TRIPS 理事会においてこの経過期間が 2033 年 1 月 1 日へと、17 年間延長されている。

(*3) 2013 年 6 月の TRIPS 理事会において、後発途上国に認められる経過期間を 2021 年 7 月 1 日まで延長することが決定された。

(*4) 後発途上国に対しては、2002 年 7 月の WTO 一般理事会において、第

70 条 9 項（排他的販売権）の義務が 2016 年 1 月 1 日まで免除されることが決定された。こちらも(*2)と同タイミングで議論が行われ、2015 年 11 月の WTO 一般理事会において、第 70 条 8,9 項について、2033 年 1 月 1 日までの免除が決定している。

協定実施のレビュー（各加盟国の法令の実施状況の相互チェック）は、各国から通報された国内法令に基づいて、加盟国間で質問／回答を行うレビュー方式で進められ、1996 年以降、先進国、開発途上国の経過期間である 1999 年末までに前倒しで国内法制の整備を完了した一部の途上国、その他の開発途上国、新規に加盟した国に対して順次行われている。

【参考 2】地理的表示（GI）

(A) 概要

(イ) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多国間通報登録制度創設（TRIPS 第 23 条 4 項に規定される交渉項目）

香港閣僚宣言（WT/MIN(05)/DEC）パラ 29 において、ドーハ閣僚宣言において予測された交渉終結の期間内に交渉を完了すべく、交渉を強化することが合意されている。

(ロ) 地理的表示の追加的保護の対象製品の拡大（交渉項目ではない）

実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39 において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも 2006 年 7 月 31 日までに適切な行動をとることとされていた。

※その他、EC は農業交渉で、特定の品目の地理的表示について保護の遡及（ロールバック）を提案している。

(B) 各国提案

(イ) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

・主要論点は、WTO に通報登録された地理的表示(GI)が各国に及ぼす法的効果の有無・強弱、制度非参加国に及ぶ法的効果の有無、の 2 点。

・ <日米加豪等共同提案（TN/IP/W/10）>

過度の負担がかかる制度を創設すべきではなく、WTO に各国の地理的表示を通報登録する DB を作成する。国内での法的効果は各国が決定する。制度への参加は任意。

・ <EC 提案（TN/IP/W/11）>

通報された地理的表示は公示から一定期間後に登録され、制度への参加／非参加に拘わらず全加盟国で自動的に地理的表示としての法的保護

を受けるようにする。地理的表示の拡大も包含。

・ <香港提案 (TN/IP/W/8) >

上記 2 提案の折衷案。通報登録された地理的表示を保護するかどうかは各国の判断に任されるが、一部緩い法的効果を自動的に認める。制度への参加は任意。

(ロ) 追加的保護の対象製品の拡大

・ ワイン・蒸留酒の地理的表示にのみ認められている追加的保護を、食品等の他の製品に拡大するか否かの議論。

・ <EC・スイス・インド等>対象製品に制限を設けない。

EC (TN/IP/W/11)

印・EC等 (TN/C/W/14/Add.2)

・ <米・豪・ラ米等新大陸諸国>拡大には反対。

(C) TRIPS 理事会等での議論

(イ) ワイン・蒸留酒の地理的表示の多数国間通報登録制度創設

・ 日米加豪チリ等の共同提案国と EC との間の主張が対立し、依然として立場に大きな隔たりがあり、2011 年 4 月に、これまでの交渉の現況をまとめた合成テキストを添付したムワペ議長報告書 (TN/IP/21) が公表されて以降、実質的な議論が行われず、大きな進展は見られていない。

・ <2011 年 4 月ムワペ議長報告書 (TN/IP/21) >

2011年3月のTRIPS理事会特別会合において、これまでのシングル・テキスト作成に向けた交渉結果概要が加盟国に共有され、2011年4月に、交渉の現況をまとめた合成テキストを添付した議長報告書を公表。議長報告書では、通報登録制度の対象品目の交渉範囲については、ワイン及び蒸留酒に限定されるという見解を示し、また、登録についての法的効果・参加義務については、法的効果を持たせ、参加を義務的とするW52提案（EU途上国等）と、通報登録制度に法的効果を持たせず、参加を任意とする共同提案（日米加豪NZ等）があり、2つの立場には大きな隔たりがあるとの報告がなされた。

・ <2014 年 4 月スイスコム議長報告書 (TN/IP/22) >

2014年4月1日、前年に行われたバリでの閣僚会合を受け、ドーハ開発アジェンダの残された 이슈を前進させるべく、「ポストバリ作業計画」を策定する旨の事務局長からの指示を踏まえ、非公式特別会合が開催された。報告書には、事前に行われた議長による個々の加盟国及びグループと

の非公式協議の結果について、依然として交渉の進め方等で加盟国間には懸隔があるとし、「加盟国には通報登録制度に関する実質的な議論を行う準備はない」旨記載された。

・ <2015年12月カスティージョ議長報告書 (TN/IP/23) >

2015年7月のポストバリ作業計画策定期限まで、議長からの提案で非公式の特別会合や情報会合が数回行われたものの、特段の進展は無かった。その後2015年12月WTO閣僚会議前に行われた貿易交渉委員会にて、議長より「状況は2014年から変わりなく、第10回WTO閣僚会議に際してGI通報登録制度に関し実質的な作業を行うことは加盟国間の優先事項ではないと思われる」旨の報告書が発出されている。

(ロ) 追加的保護の対象製品の拡大

- ・ ECを含む拡大推進派より、ワイン・スピリッツから全製品へ拡大するという提案がなされているが、豪・米をはじめとする拡大反対派は、拡大の必要性、GIの定義（範囲）、拡大に伴う負担コスト増等を問題視して激しく議論が対立し、完全に膠着。2012年以降は具体的な議論がなされず、特段の進展は見られていない。

【参考3】 TRIPS協定と生物多様性条約（CBD）との関係、伝統的知識・フォークロアの保護（GRTKF）

(A) 概要

- ・ 実施問題に関する香港閣僚宣言パラ 39において、協議プロセスを加速化し、一般理事会は、進展を検討し、遅くとも2006年7月31日までに適切な行動をとること、また、パラ 44において TRIPS理事会の作業を継続することとされていた。

(B) 各国提案

- ・ インド・ブラジル・ペルー等途上国から、遺伝資源等の出所、遺伝資源等の利用に係る事前の同意の証拠、公正・衡平な利益配分の証拠の特許出願中への開示を義務づけるための TRIPS協定の改正が主張されており、テキストベースの議論を主張しているのに対し、米、我が方、豪、加、NZ等はテキストベースの議論は尚早であり問題の所在を明らかにすべく、まずは各国の経験の分析等事例ベースの議論を行うべきとした。
- ・ インド、ブラジル等の開示フレンジ (WT/GC/W/564/Rev.2、TN/C/W/41/Rev.2、IP/C/W/474)、ノルウェー (WT/GC/W/566、TN/C/W/42、IP/C/W/473) は2006年6月に協定改正テキスト案を提出。

- ・我が方は WIPO に提出した文書を提出 (IP/C/W/472) し、「誤った特許」の問題は出所開示によっては解決できず、データベースの改善を図るべきであること等を主張。
- ・EC は遺伝資源等の出所のみの開示を方式的な義務とし、特許無効の理由とはしない案を提示。

(C) TRIPS 理事会等での議論

- ・引き続き TRIPS 理事会通常会合において議論されたが、各国がこれまでの立場を確認するにとどまっている。
- ・2018 年 6 月 TRIPS 理事会において、TRIPS 協定と CBD に関するサイドイベントが開催され、途上国側が TRIPS 理事会や WIPO の遺伝資源等政府間委員会 (IGC) で提案する、特許出願時の出所開示要件の導入をめぐり、その趣旨や効果等に関して意見交換が行われた。国内法で本要件を持つ国々 (南ア、中国、ブラジル、スイス等) から経験の共有がされるとともに、ブラジルや NZ の先住民、学者、研究者らを含めて、その必要性や具体的な規定方法等が議論された。

【参考 4】知的財産とイノベーション

- ・各国における知的財産権の活用の成功事例等を紹介することにより、知的財産権制度の肯定的な側面に焦点を当てることを目的とした議題であり、米国の主導により、2012 年 11 月の TRIPS 理事会以来議論が行われている。
- ・2013 年は、中小企業 (3 月)、費用効率的なイノベーション (6 月)、スポーツ (10 月)、2014 年は大学との技術連携 (2 月)、インキュベーション (6 月)、知財制度の普及 (10 月)、2015 年は女性とイノベーション (2 月)、イノベーションの資金調達における知財の役割 (6 月)、起業と新技術 (10 月)、2016 年は教育と普及 (3 月)、持続可能な資源と低排出技術戦略 (6 月)、広域のイノベーションモデル (11 月)、2017 年は包摂的なイノベーションと零細・中小企業の協力 (3 月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の成長 (6 月)、包摂的なイノベーションと零細・中小企業の貿易 (10 月) といったテーマの下、先進国・途上国問わず多くの加盟国が、事例紹介を中心とした発言を行っている。
- ・2018 年は、「新たな経済における知財の社会的価値・生活を改善する知財」を通年のテーマとし、知財を重視する産業 (IP-intensive industry) が社会に与える経済的な影響 (2 月)、知財の社会的価値・生活を改善する知財 (6 月)、知財と新ビジネス (11 月) といったテーマで各国における各種支援取組について知見の共有が行われた。
- ・我が国を含む先進国が具体的取組の紹介を通じてイノベーション促進に果たす

知的財産権の重要性を主張する一方で、インド等一部の国からは、知的財産はイノベーション促進のためのひとつの要素に過ぎず、知的財産保護は公衆衛生問題等社会福祉とのバランスも考慮すべき旨主張されている。

【参考 5】環境関連技術移転促進への知的財産の貢献

- ・ 2013 年 3 月の TRIPS 理事会において、エクアドルが、「現行の知的財産権制度は環境関連技術の移転の障壁になっており、環境関連技術の知的財産権保護を弱めるべき」との文書を提出した。
- ・ これを受けて同年 6 月以降非常設の議題として議論が行われており、ブラジル、インド、中国等の途上国は同提案を歓迎し、気候変動の悪影響を軽減するために TRIPS 柔軟性や強制実施権を積極的に活用すべきと主張したのに対し、日米等の先進国は、知的財産権制度はむしろ技術移転を促進するものであって、途上国において技術移転が進まないのは財政的な問題やインフラ、市場規模等の影響によるものであるとして反論し、意見の対立が続いている。なお 2015 年以降本議題が取り上げられていない。

【参考 6】TRIPS 協定と公衆衛生

- ・ 2001 年のドーハ閣僚宣言に基づき、医薬品を製造する能力のない開発途上国による特許の強制実施権の活用方法に関する具体的解決策につき、2003 年 8 月 30 日の一般理事会において TRIPS 協定と公衆衛生に係るドーハ閣僚宣言のパラグラフ 6 の実施に係る決定を採択、一定の要件を満たす場合に TRIPS 協定第 31 条 (f) 及び (h)¹ の義務の一時免除（ウェーバー）が認められ、強制実施権にかかる技術によって製造された医薬品を、製造能力のない開発途上国に輸出することが可能となった（所謂、パラ 6 システム）。その後、2005 年 12 月 6 日の一般理事会において、上記決定の内容を TRIPS 協定第 31 条の 2 及び同附属書並

¹ TRIPS 協定第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用
加盟国の国内法令により、特許権者の許諾を得ていない特許の対象の他の使用(政府による使用又は政府により許諾された第三者による使用を含む。)(注)を認める場合には、次の規定を尊重する。

(注) 「他の使用」とは、前条の規定に基づき認められる使用以外の使用をいう。

(略)

(f) 他の使用は、主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

(略)

(h) 許諾の経済的価値を考慮し、特許権者は、個々の場合における状況に応じ適当な報酬を受ける。

びに附属書補遺に反映する協定改正議定書²が、2003年8月30日の一般理事会議長声明の再読み上げと併せて採択された。

- 2015年10月のTRIPS理事会における年次レビューでは、中国、インド等の途上国が、2014年の会合に引き続き、パラ6システムの僅かな利用実績は当該システムの欠陥に起因するとし、NGOや関連企業等全ての関係者を招聘したワークショップの開催を主張する一方、我が国含む先進国からは、従来同様、同システムに問題があることは十分に実証されておらず、引き続き通常会合の枠内で加盟国の具体的事例に基づく分析的かつ論理的な議論を行うべきとして、途上国と先進国の間で議論は平行線をたどった。
- TRIPS協定改正議定書はWTO加盟国の3分の2が受諾したときに当該改正を受諾した加盟国について効力が生じ、その他の加盟国については加盟ごとに受諾の時に効力を生ずる。当初のTRIPS協定改正議定書の受諾期限は、2007年12月1日であったが、各加盟国の受諾状況を踏まえ、TRIPS理事会の提案により受諾期限は、一般理事会の承認を得て、2009年12月31日、2011年12月31日、2013年12月31日、2015年12月31日までと4度延長された。そして、2015年10月のTRIPS理事会では、さらに受諾期間を2年間延長し、2017年12月31日までとする合意がなされ、一般理事会で承認された。
- 2017年1月23日に、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、ベトナムの3カ国が新たに受諾し、本改正議定書が発効した（なお、我が国は2007年に受諾手続を終えているため、我が国においても同日付で効力が生じることとなった。我が国では、本改正議定書に対応する制度について関連法令で対応可能であったところ、受諾時においても特許法等関連法令の改正は行っていない。）。
- 上記のとおり、TRIPS協定改正議定書の受諾期限については2017年12月31日までとされていたものの、未受諾の全ての加盟国が当該期限までに受諾することが困難であったことを踏まえ、2017年10月のTRIPS理事会ではさらに受諾期限を2年間延長し、2019年12月31日とする合意がなされ、一般理事会で承認された。

² TRIPS協定改正議定書の附属書の関連規定

第31条の2

1. 第31条(f)における輸出国の義務は、この協定の附属書の第2段落に規定された条件に従い、医薬品を製造する目的のため及び資格のある輸入国へ輸出する目的のため必要な限りにおいて、強制実施権の許諾に関し、適用しない。

2. この条及びこの協定の附属書に規定される制度において、輸出国により強制実施権が許諾される場合、輸出国において許可された使用の輸入国での経済的価値を考慮し、第31条(h)に従い適当な報酬が輸出国において支払われる。資格のある輸入国において、同一の生産物に強制実施権が許諾される場合、第31条(h)における加盟国の義務は、この段落の第一文に従い輸出国において報酬が支払われた生産物には適用しない。

【参考 7】 知的財産と公共の利益

- ・ 2017 年 6 月の TRIPS 理事会において、ブラジル、中国、フィジー、インド及び南アフリカが共同提案国となり、知的財産と公共の利益の観点から強制実施権やボーラー条項、特許性の基準等に関して各国の知見を共有する目的で新たに提案された議題。
- ・ 2017 年は「強制実施権」がテーマとして設定され、インドやブラジル等といった途上国からは各国国内法における強制実施権許諾のための要件や実際の許諾例の紹介が行われた。また、強制実施権の許諾が医薬品価格の下落を含め医薬品アクセス問題の解決に資するといった主張がなされたものの、日米欧等の先進国からは新薬開発のためのインセンティブたり得る知的財産の果たす役割の重要性等について指摘がなされ、双方の見解は一致を見ていない。
- ・ 2018 年 6 月及び 11 月の TRIPS 理事会では、「競争法や競争政策を通じた公衆衛生の促進」をテーマに、共同提案国であるブラジル、インド、南アフリカ等から、各国の競争政策がいかに関 TRIPS 協定の柔軟性を確保し、公衆衛生の保護に貢献しているか示すべく、国内法における規定や判例が紹介された。これに対し、我が方、米国、EU 等は、知的財産制度の中で特許権者と第三者とのバランスを図ることが重要であり、TRIPS 協定を過度に広く解釈すべきではなく、さらに、各国の競争政策に関する議論は、そもそもそのような専門家が少ない TRIPS 理事会で行うべきではないとした。

【参考 8】 ノン・バイオレーション

- ・ 協定上の義務には違反しないものの、その措置の結果として自国の利益が無効化・侵害されるため、GATT において紛争解決手段の対象とされているノン・バイオレーションについては、その適用猶予期限が、2001 年のドーハ閣僚宣言では第 5 回閣僚会議まで、2004 年 7 月の一般理事会では第 6 回閣僚会議（香港閣僚会議）まで、2005 年 12 月の第 6 回閣僚会議以降の各閣僚会議では次回閣僚会議（2009 年 12 月の第 7 回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2011 年 12 月の第 8 回閣僚会議（ジュネーブ閣僚会議）、2013 年 12 月の第 9 回閣僚会議（バリ閣僚会議）、2015 年 12 月の第 10 回閣僚会議（ナイロビ閣僚会議）、2017 年 12 月の第 11 回閣僚会議（ブエノスアイレス閣僚会議））まで、それぞれ延長決定されてきた。その後の TRIPS 理事会においても、ノン・バイオレーション申立ての範囲と態様に関する議論が行われてきたものの、適用の賛成派と反対派の懸隔が埋まらず、第 11 回閣僚会議において、2019 年に開催予定の次回閣僚会議まで本適用猶予期限を延長することが決定された。

【参考 9】 その他（LDC の経過期間延長等）

- ・ 2008 年以降、それぞれの 10 月（11 月）会合に前後して、LDC と先進国との間でワークショップが開催され、TRIPS 協定第 66 条 2 項の報告書の説明と、改善点に関する議論が行われている。
- ・ TRIPS 協定第 66 条に基づく後発開発途上国（LDC）の TRIPS 協定履行までの経過期間は、2013 年 6 月の TRIPS 理事会において、2021 年 7 月 1 日まで延長することが決定³された。同決定には、経過期間の延長に加え、LDC が TRIPS 協定の実施に向けた進展を維持、継続する決意の表明も盛り込まれた。
- ・ 一方、2001 年の TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ閣僚宣言パラ 7 に端を発する、LDC のみに認めている医薬品関係規定の①経過期間（2002 年 TRIPS 理事会決定⁴。TRIPS 協定第 2 部第 5 節（特許）及び同第 7 節（非開示情報）は LDC に対して適用されない。）および②義務免除（2002 年一般理事会決定⁵。LDC に対しては TRIPS 協定第 70 条 9 項の履行義務を免除。）に関しては、両決定ともに 2016 年 1 月 1 日までが期限とされていたところ、2015 年 2 月の TRIPS 理事会において LDC 側より、①経過期間、②義務免除共に期限を「LDC を卒業するまで」とし、②に関しては TRIPS 協定 70 条 9 項に加え、（本来履行義務が発生しているはずの）TRIPS 70 条 8 項も免除対象に加える旨の提案がなされた。以降、2015 年中の TRIPS 理事会および非公式会合において議論が行われ、最終的に、2015 年 11 月の TRIPS 理事会再開会合にて、①経過期間、②義務免除共に、期限を 2033 年 1 月 1 日までとすることが決定⁶及び合意⁷された。なお②については TRIPS 70 条 8,9 項の義務を免除する旨の決定文案が、一般理事会にて決定された。

以上

³ IP/C/64

⁴ IP/C/25

⁵ WT/L/478

⁶ IP/C/73

⁷ IP/C/74

II. TRIPS 協定に関連する紛争案件

1. TRIPS 協定に関連する紛争案件（一覧／概要）

(1) 紛争案件一覧

TRIPS 協定発効から 2018 年 12 月末までの同協定に関連する紛争処理案件としては、40 件の協議要請がなされ、うち 18 件のパネルが設置された。

No.	案件	申立国	協議要請	状況
1	日本の外国レコードの遡及保護	米国(DS28)	1996.2	終了
		E U(DS42)	1996.5	終了
2	パキスタンの医薬品農業用化学品の特許保護	米国(DS36)	1996.4	終了
3	ポルトガルの工業所有権法の特許保護	米国(DS37)	1996.4	終了
4	インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護	米国(DS50)	1996.7	終了
		E U(DS79)	1997.4	終了
5	インドネシアの自動車関連措置	米国(DS59)	1996.10	終了
6	アイルランド及びE Uの著作権及び著作隣接権	米国(DS82)	1997.5	終了
7	デンマークの知的財産権の権利行使	米国(DS83)	1997.5	終了
8	スウェーデンの知的財産権の権利行使	米国(DS86)	1997.5	終了
9	カナダの医薬品の特許保護	E U(DS114)	1997.12	終了
10	E Uの著作隣接権付与に係る措置	米国(DS115)	1998.1	終了
11	E U及びギリシャの知的財産権の権利行使	米国(DS124)	1998.4	終了
		米国(DS125)	1998.4	終了
12	E Uの医薬品及び農薬の特許保護	カナダ(DS153)	1998.12	協議要請
13	米国の著作権法 110 条 5	E U(DS160)	1999.1	終了
14	カナダの特許保護期間	米国(DS170)	1999.5	終了
15	アルゼンチンの医薬品特許保護及び農業化学品のデータ保護	米国(DS171)	1999.5	終了
16	E Uの農産物と食品に関する商標と地理的表示の保護	米国(DS174)	1999.6	終了
		豪州(DS290)	2003.4	終了
17	米国の 1998 年オムニバス法 211 条	E U(DS176)	1999.6	終了
18	米国の 1930 年関税法 337 条	E U(DS186)	2000.1	協議要請
19	アルゼンチンの特許保護及びデータ保護	米国(DS196)	2000.5	終了
20	ブラジルの特許保護	米国(DS199)	2000.5	終了

21	米国の特許法	ブラジル (DS224)	2001.1	協議要請
22	中国の知的財産の執行に関する問題	米国(DS362)	2007.4	終了
23	中国の金融情報に係る配信規制	E U(DS372)	2008.3	終了
24	EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止	インド (DS408)	2010.5	協議要請
		ブラジル (DS409)	2010.5	協議要請
25	豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置	ウクライナ (DS434)	2012.3	終了
		ホンデュラス (DS435)	2012.4	上訴
		ドミニカ共和国 (DS441)	2012.7	上訴
		キューバ (DS458)	2013.5	終了
		インドネシア (DS467)	2013.9	終了
26	アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアによるカタールに対する経済孤立化措置	カタール (DS526) 【対 UAE】	2017.7	小委員会設置
		カタール (DS527) 【対バーレーン】	2017.7	協議要請
		カタール (DS528) 【対サウジアラビア】	2017.7	協議要請
27	中国の知的財産権保護に関する措置	米国 (DS542)	2018.3	小委員会設置
28	中国の技術移転に関する措置	E U (DS549)	2018.6	協議要請
29	サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置	カタール (DS567)	2018.10	小委員会設置

TRIPS 協定に関連する紛争案件のうち、日本が当事国となった案件、小委員会（パネル）が設置された案件、2019年1月末の時点で係争中の案件の概略につき紹介する。

[以下の各案件の左の数字は、前記表の案件No.を示す]

1 日本の外国レコードの遡及保護（米国申立：DS28、EU申立：DS42）

（協議要請の理由）

日本は、1971年以前の外国音楽ソフトの著作隣接権の保護を欠いており、これは、TRIPS協定第14条（実演家、レコード製作者等の保護）に違反する。

その後日本は、政策的観点から著作権法を改正し、著作隣接権の遡及的保護範囲を50年まで拡大したことにより、協定解釈を行うパネルの設置に至らずに紛争処理は終結した。

- 1996. 2. 9 米国が協議要請
- 96. 5.24 EUが協議要請（その後、DS28と一本化）
- 97. 1.2 日米二国間合意により妥結

4 インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（米国申立：DS50）

（協議要請の理由）

インドは、医薬品及び農業用化学品の特許保護を行っておらず、また、経過期間中の途上国の義務である医薬品等の特許出願制度及び当該製品の排他的販売権を設けていない。これは、TRIPS協定第27条（特許の対象）、第70条8項（医薬品等の経過期間中の特許出願）、同9項（医薬品等の経過期間中の排他的販売権）に違反する。

- 1996. 7. 2 米国が協議要請（EU 第三国参加）
- 96.11.20 小委員会設置（EU 第三国参加）
- 97. 9. 5 小委員会報告配布
- 98. 1.16 上級委報告採択
- 99. 1.20 米国が勧告実施のためのインドの措置を小委員会に付託

4' インドの医薬品及び農業用化学品の特許保護（EU申立：DS79）

（協議要請の理由）

米国の理由と同じ。

- 1997. 4.28 EUが協議要請
- 97.10.16 小委員会設置（米国第三国参加）
- 98. 9.22 小委員会報告採択

5 インドネシアの自動車関連措置（米国申立：DS59）

（協議要請の理由）

インドネシアは、一定の現地調達率の達成と過去に登録されていない独自の商標の使用を条件に、自動車部品の輸入関税及び奢侈税を免除する「国民車」構想

を導入した。これは、GATT 第 1 条、第 3 条(最恵国待遇、内外無差別)、TRIM (貿易関連投資措置) 協定第 2 条、TRIPS 協定第 3 条、第 20 条、第 65 条 (内国民待遇、商標の要件) 等に違反する。

- 1996.10.8 米国が協議要請
- 97.7.30 小委員会設置
- 98.7.23 小委員会報告採択
(TRIPS 協定部分は、証拠不十分で違反の認定せず。)

9 カナダの医薬品の特許保護 (EU 申立 : DS114)

(協議要請の理由)

カナダの特許法等は、医薬品の特許保護が十分でなく、TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象)、第 28 条 (特許の権利)、第 33 条 (特許期間) に整合的でない。

その後、カナダは、パネル報告を受けて TRIPS 協定に整合的でないとされた国内法規を改正し、紛争処理は終結した。

- 1997.12.19 EU が協議要請
- 98.11.12 EU が小委員会設置要請
- 99.2.1 小委員会設置
- 2000.4.7 小委員会報告採択
- 00.6.20 勧告実施期間について仲裁に付託
- 00.10.7 仲裁勧告

12 EU の医薬品及び農薬の特許保護 (カナダ申立 : DS153)

(協議要請の理由)

欧州の医薬品特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1768/92 号、農薬特許の保護期間延長に関する EC 規則第 1610/96 号が、技術分野による差別的取り扱いを禁じた TRIPS 協定第 27 条 1 項 (特許の対象) に違反する。

- 1998.12.2 カナダが協議要請

13 米国の著作権法第 110 条 5 (EU 申立 : DS160)

(協議要請の理由)

米国著作権法第 110 条(5)は、一定の状況下では、ロイヤリティを支払うことなく、ラジオ、テレビ等のプログラムを流すことが許される“home style exemption”を規定しているが、この規定はベルヌ条約第 11 条 2(1)、第 11 条(1)に整合的でなく、ベルヌ条約第 1 から第 21 条の規定を遵守することを定めた TRIPS 協定第 9 条 1 項 (ベルヌ条約との関係) に違反する。

- 1999. 1.26 EU が協議要請
- 99. 4.15 EU が小委員会設置要請
- 99. 5.26 小委員会設置
- 2000. 7.27 小委員会報告採択
- 00.11.22 勧告実施期間について仲裁に付託
- 01. 1.15 仲裁勧告
- 01.10.12 勧告実施のための米国の措置について仲裁勧告

14 カナダの特許保護期間（米国申立：DS170）

（協議要請の理由）

カナダ特許法は、1989年10月以前の出願に関し、特許成立の日から17年間しか保護しておらず、出願の日から20年以上の保護を与えることを義務づけた TRIPS 協定第33条（保護期間）と整合的でない。また、協定適用の日において係属中の出願についても、協定に定められたより広範な保護を与えるための補正を認めることを義務づけた TRIPS 協定第70条7項（既存の保護の対象）とも整合的でない。

- 1999. 5. 6 米国が協議要請
- 99. 7.15 米国が小委員会設置要請
- 99. 9.22 小委員会設置
- 2000. 5. 5 小委員会報告配布
- 00. 6.19 カナダが上訴
- 00.10.12 上級委報告採択

16 EU の農産品と食品に関する商標と地理的表示の保護（米国申立：DS174、豪州申立：DS290）

（協議要請の理由）

欧州委員会規則 2081/92 は、地理的表示に関し内国民待遇を与えておらず、地理的表示と同一の又は類似の、以前から存在する商標について十分な保護を与えていない。このような EC 規則は、TRIPS 協定第3条（内国民待遇）、第16条（商標について与えられる権利）、第24条（地理的表示の保護により、当該地理的表示と同一の又は類似の、地理的表示として知られる以前から存在する商標に関する保護を害すことを禁止）の規定に違反している。

- 1999. 6. 1 米国が協議要請（カナダ第三国参加）
- 2003. 4.17 豪州により協議要請
- 03. 8.18 米国、豪州によりパネル設置要請
- 03.10. 2 小委員会設置（NZ、アルゼンチン、メキシコ、台湾、スリランカ、チェコ、ハンガリー、ブルガリア等第三国参加）
- 05. 3.15 小委員会報告配布
- 05. 4.20 小委員会報告採択

17 米国の 1998 年オムニバス法第 211 条 (EU 申立 : DS176)

(協議要請の理由)

米国 1998 年オムニバス法第 211 条は、キューバにより接収された企業が保有している商標の登録、更新及び権利行使を認めないことが規定されているところ、TRIPS 協定第 2～4 条、第 15～21 条、第 41 条、第 42～62 条の義務に整合的でない。

- 1999. 6. 8 EU が協議要請
- 2000. 6. 30 EU が小委員会設置要請
- 00. 9. 26 小委員会設置 (カナダ、日本、ニカラグア第三国参加)
- 01. 8. 6 小委員会報告配布
- 01. 10. 4 EU が上訴 (10. 19 米国も上訴)
- 02. 2. 1 上級委報告採択

18 米国の 1930 年関税法第 337 条 (EU 申立 : DS186)

(協議要請の理由)

米国関税法第 337 条は、2 度 GATT のパネルで検討されている。2 度目の 1989 年のパネルでは、GATT 第 3 条で規定される輸入品に対する内国民待遇義務に違反するとされた。その後、同法は 1994 年ウルグアイ・ラウンド協定法により改正されたが、米国はパネルの結論に沿った改正がなされておらず協定不整合な点が存在すると共に、TRIPS 協定第 2 条、第 3 条、第 9 条、第 27 条、第 41 条、第 42 条、第 49 条、第 50 条、第 51 条の規定に違反している。

- 2000. 1. 12 EU が協議要請 (カナダ、日本第三国参加)

20 ブラジルの特許保護 (米国申立 : DS199)

(協議要請の理由)

ブラジルの 1996 年産業財産法では、強制実施権の設定に際してブラジル国内での実施の有無を要件として課しており、物の国内生産の有無について差別を禁じる TRIPS 協定第 27 条、第 28 条の規定に違反している。

- 2000. 5. 30 米国が協議要請
- 01. 1. 9 米国が小委員会設置要請
- 01. 2. 1 小委員会設置 (日本、インド、ホンジュラス、ドミニカ第三国参加)
- 01. 7. 5 米・ブラジル二国間合意により妥結

21 米国の特許法 (ブラジル申立 : DS224)

(協議要請の理由)

米国特許法 (第 8 章等) は、政府の助成を受けた発明に対する特許権について

制限を設けているが、発明地等による差別を禁じた TRIPS 協定第 27 条、特許権者に与えられる権利を定めた第 28 条に違反する。

2001. 1.31 ブラジルが協議要請

22 中国の知的財産の執行に関する問題（米国申立：DS362）

（協議要請の理由）

中国における、①商標の不正使用及び著作物の違法な複製に係る刑事手続き及び刑事罰の扱い、②税関において没収された知的財産権侵害物品の処理、③中国国内での発行または流通が許可されていない作品に関する著作権及び著作隣接権の保護及び執行の欠如、④著作物の未許可の複製あるいは未許可の頒布のいずれかのみを行った者に対する刑事手続き及び刑事罰の欠如、は TRIPS 協定第 9 条 1 項、第 14 条、第 41 条 1 項、第 46 条、第 59 条、第 61 条等に整合的でない。

2007. 4.10 米国が協議要請

07. 8.13 米国が小委員会設置要請

07. 9.25 小委員会設置（日本、EU、ブラジル、インド、カナダ等第三国参加）

09. 1.26 小委員会報告配布

09. 3.20 小委員会報告採択

10. 3.19 中国が勧告履行を報告

10. 4. 8 米中がシーケンス合意

24 EU 及び加盟国のジェネリック医薬品の通過差止（インド申立：DS408、ブラジル申立：DS409）

（協議要請の理由）

ブラジル等の第三国を仕向地とするインドで製造したジェネリック医薬品が、オランダ税関で通過差止された問題に関する EU 及びオランダの措置は、GATT 第 5 条、第 10 条、TRIPS 協定第 28 条、第 41 条、第 42 条、TRIPS 協定と公衆衛生に関する 2003 年 8 月の決定と TRIPS31 条等に整合的でない。

2010. 5.11 インドが協議要請

10. 5.12 ブラジルが協議要請

25 豪州のタバコ製品の包装に関する規制に関する措置（ウクライナ申立:DS434、ホンジュラス申立：DS435、ドミニカ共和国申立：DS441、キューバ申立：DS458、インドネシア申立：DS467）

（協議要請の理由）

オーストラリアによるタバコ製品の包装に関して、商標を制限し、無地パッケージを強制する措置は、GATT 第 3 条(内国の課税及び規制に関する内国民待遇)、

TRIPS 協定第 2 条 1 項 (知的所有権に関する条約)、第 3 条 1 項 (内国民待遇)、第 15 条 (保護の対象)、第 16 条 (与えられる権利)、第 20 条 (その他の要件)、第 22 条 2 項 (b) (地理的表示の保護)、第 24 条 3 項 (国際交渉及び例外)、TBT 協定第 2.2 条 (強制規格の必要性) 等に整合的でない

- 2012. 3.13 ウクライナが協議要請
- 12. 4. 4 ホンジュラスが協議要請
- 12. 7.18 ドミニカ共和国が協議要請
- 12. 9.28 ウクライナの要請を受け小委員会設置
(日本等 30 カ国以上第三国参加)
- 13. 5. 3 キューバが協議要請
- 13. 9.20 インドネシアが協議要請
- 13. 9.25 ホンジュラスの要請を受け小委員会設置
(日本等 30 国以上第三国参加)
- 14. 4.25 5 つの案件に関し統一の小委員会を設置することが決定
- 14. 5. 5 統一の小委員会構成 (日本等 30 カ国以上第三国参加)
- 15. 5.28 ウクライナより DS434 に関し手続停止要請。翌日パネルより認可
- 16. 5.30 DS434 は 12 月以内に手続再開が請求されなかったため DSU 第 12.12 条に基づき終了
- 18. 6.28 小委員会報告書配布
- 18. 7.19 ホンジュラスが上訴
- 18. 8.23 ドミニカ共和国が上訴
- 18. 8.28 小委員会報告書採択
(キューバ申立 : DS458、インドネシア申立 : DS467)

26 カタールに対する経済孤立化措置 (カタール申立 : DS526 (対 UAE)、DS527 (対バーレーン)、DS528 (対サウジアラビア))

(協議要請の理由)

アラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアにおける、カタール国民が著作権等を有するテレビコンテンツに対する表示及びアクセス制限等は、TRIPS 協定第 3 条及び第 4 条に整合的でない。

- 2017. 7.31 カタールがアラブ首長国連邦、バーレーン及びサウジアラビアに対し協議要請
- 17.10. 6 カタールが小委員会設置要請 (DS526)
- 17.11.22 DS526 に関して小委員会設置 (日本等 20 カ国以上第三国参加)

27 中国の知的財産権保護に関する措置 (米国申立 : DS542)

(協議要請の理由)

中国の技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)及び第 28 条 2 項に整合的でない。

- 2018. 3.23 米国が協議要請（日本は第三国参加）
- 18.10.18 米国が小委員会設置要請
- 18.11.21 小委員会設置（日本を含む 15 カ国第三国参加）

28 中国の技術移転に関する措置（E U申立：DS549）

（協議要請の理由）

中国の中外合弁企業法等に基づく外国企業からの技術移転を強制する措置や、技術輸出入管理条例等に基づく内外差別的な技術ライセンス規制等は、TRIPS 協定第 3 条、第 28 条 1 項(a)、(b)、第 33 条、第 39 条 1 項及び 2 項、GATT 第 10 条 3 項(a)及び中国加盟議定書 2(A)2 等に整合的でない。

- 2018. 6. 1 E Uが協議要請（日本は第三国参加要請）
- 19. 1. 9 E Uが協議要請書を改正（主張内容を拡大）

29 サウジアラビアの知的財産権保護に関する措置（カタール申立：DS567）

（協議要請の理由）

サウジアラビアによる、カタール企業が保有する著作権等に対する適切な保護の不履行は、TRIPS 協定第 3 条 1 項、第 4 条、第 9 条、第 14 条 3 項、第 16 条 1 項、第 41 条 1 項、第 42 条及び第 61 条に整合的でない。

- 2018.10. 1 カタールが協議要請
- 18.11. 9 カタールが小委員会設置要請
- 18.12.18 小委員会設置（日本を含む 15 カ国第三国参加）

以上

Ⅲ. WIPO における議論の動向

～2018年2月以降の動き～

2018年2月以降のWIPO関連会合の議論の動向を報告する。

目次

1. 加盟国総会
2. 特許法常設委員会(SCP)
3. PCT 作業部会
4. 商標・意匠・GIの法律に関する常設委員会(SCT)
5. マドプロ作業部会
6. ハーグ作業部会
7. 著作権等常設委員会 (SCCR)
8. WIPO標準委員会
9. エンフォースメント諮問委員会
10. 開発と知的財産に関する委員会(CDIP)
11. 遺伝資源等政府間委員会(IGC)

1. 加盟国総会

WIPO加盟国総会は、WIPOの予算の策定、PCT等の国際出願・登録制度の規則改正承認等、WIPO全体に関わる事項についての意思決定を行う会合。第58回総会は2018年9月に開催され、WIPO調整委員会の構成のほか、WIPO外部事務所の新規開設、意匠法条約の外交会議開催等について議論が行われた。

(a) WIPO調整委員会の構成：WIPO調整委員会は、パリ同盟執行委員会又はベルヌ同盟執行委員会の構成国の合計83か国で構成されてきた。2017年の総会時より、WIPO調整委員会の構成国を、従来の83か国に追加することが議論されており、この追加国(5か国)としていずれの国が加えられるべきかが議論されたものの、合意に至らず、来年の第59回加盟国総会で引き続き議論をすることとなった。

(b) WIPO外部事務所の新規開設に関する議論：第55回加盟国総会において、2016～2017年及び2018～2019年にそれぞれ最大3箇所ずつの外部事務所を新たに設けること、アフリカ地域を優先して設置することが決定され、第56回加盟国総会で2016～2017年はアルジェリア、ナイジェリアに開設することが決定された。第57回加盟国総会では2016～2017年の残り1箇所について議論がされたが合意に至らず、2018～2019年に最大4箇所を新設することが決定。第58回総会では、2018～2019年に新設される外部事務所の設置国を決定するべく議論がされたが合意に至らず、来年の第59回加盟

国総会で、引き続き議論をすることとなった。

(c) 意匠法条約 (DLT) 採択のための外交会議の開催に関する議論：意匠制度の手続要件の調和を目的とする DLT の採択のための外交会議の開催に関して議論されたが、伝統的知識等の出所開示要件の規定と技術支援の規定について合意できなかったため、来年の第 59 回加盟国総会で引き続き検討することになった。

(d) PCT 規則改正及びハーグ協定 1999 年アクト及び 1960 年アクトに基づく共通規則改正：PCT 規則の規則 69.1(a) (国際予備審査の開始を早めることで出願人と審査官との対話の時間を拡充するための規則改正) 並びにハーグ協定 1999 年アクト及び 1960 年アクトに基づく共通規則の規則 3 の改正 (国際出願時に代理人を選任するために必要とされる、出願人の署名又は委任状の提出を不要とするための規則修正) が提案され承認された。

2. 特許法常設委員会(SCP)

特許法常設委員会 (SCP) では 2000 年～2005 年に実体特許法条約作成に向けて議論を続けていたが、その後 3 年間、南北対立により会合を開催することができなかった。その後の調整の結果、2008 年 6 月に第 12 回会合が開催され、第 16 回以降、ファクトファインディングに留め制度調和につなげないとの前提で、「特許の質 (異議制度を含む)」及び「秘匿特権」(以上主に先進国の関心事項)、「特許権の例外と制限」、「特許と健康」及び「技術移転」(以上主に途上国の関心事項) の 5 項目に関して議論が行われてきた。

2018 年は 7 月 (第 28 回)、12 月 (第 29 回) に開催され、これらの会合においては、引き続き上記の 5 項目に関して議論を行うとともに、いくつかの項目に関する情報交換セッションが行われた。

(a) 「特許権の例外と制限」：事務局が作成した「研究の例外」の参照文書 (reference document) の草案について、先進国、途上国双方から、有益な文書であると評価する発言があった一方で、一部の途上国は、特許権の例外と制限の議論、特に医薬品分野に影響を与える強制実施権の議論が重要であり、新たなトピックとして強制実施権についても作業すべきとの主張がなされるなどして、先進国との主張の対立が見られた。

(b) 「特許の質 (異議制度を含む)」：事務局が作成した進歩性の評価に関する調査文書について、多くの国から有用なものであると評価する発言があった。一方、一部の途上国 (インド) は、TRIPS 協定は進歩性について各国の柔軟性を認めており、SCP で作成される文書が進歩性の制度調和のツールとなつてはならないとの指摘がなされるなどした。ほか、特許付与過程の品質に関するシェアリングセッションや知財庁間の協力に関するセッション、異議と行政上の取消及び特許庁間の協力について情報交換セッションなどが開催された。

(c) 「特許と健康」：一部の途上国は、医薬品アクセス問題の解決のために特許制度の

柔軟性の活用について議論すべきと主張し、また、国連ハイレベルパネル（HLP）報告書に基づく議論を SCP で行うことを引き続き求めた。先進国は、医薬品アクセス問題について、HLP 報告書は作業のベースとして適切ではないと主張し、包括的なアプローチによりバランスのとれた議論がなされるべきであると主張した。ほか、医薬品及びワクチンの特許情報に関する公衆がアクセス可能なデータベース、及び、ライセンス合意の交渉の経験について、それぞれセッションが開催された。

（d）「秘匿特権」：一部の途上国は、秘匿特権は国内法の問題であり SCP で議論を継続する必要はないと主張した。他方、先進国は、依頼人と代理人間のクロスボーダーなコミュニケーションの秘密を保護することは重要であり、ソフトロー・アプローチによる解決が望まれる旨主張した。我が方から、秘匿特権の問題の重要性を指摘しつつ多くの国が参加可能な枠組みを構築すべく議論を続けていく必要がある旨主張した。

（e）「技術移転」：先進国は、技術移転に関する議論は開発と知的財産に関する委員会（CDIP）が適切なフォーラムであり、議論の重複を避けるべき旨主張した。一方、途上国は、SCP と CDIP における技術移転の議論は補完関係にあり、作業は重複しないと主張した。また、一部の途上国は、技術移転には特許明細書の記載が重要であり、開示の十分性（sufficiency of disclosure）について議論すべきと主張した。先進国は、既存の特許制度は発明のインセンティブと第三者による実施とのバランスを考慮して設計されており、開示の十分性について SCP における追加的な議論は不要と主張した。

3. PCT 作業部会

PCT 作業部会（WG）は、2007 年の PCT 同盟総会において設立が合意されたもの。2008 年以降、年 1 回開催されている。PCT 同盟総会での採択に向けた実務者間の事前協議・調整の場と位置づけられている。

2018 年は 6 月に開催。部会では、昨年 2 月 PCT300 万件の国際特許出願公開時にガリ WIPO 事務局長が提示したメモランダム（PCT 制度の更なる改善を目的とし、今後の重点分野を、(i)法的・組織的課題、(ii)技術的環境、(iii)財政的課題、及び(iv)品質に分類し、それぞれの課題や解決策を分析したもの）について初めて正式に作業部会で議論する機会が設けられ、今後の作業の優先課題や方向性について意見が求められた。発言した国はいずれも 4 つの重点分野及び各分野における優先課題を支持した。

ほか、出願人と審査官との対話期間を拡充するため、原則、国際予備審査請求期限の満了後に開始する国際予備審査を、必要な書類等を全て受領した時点で開始できるようにする規則改正が提案された。本規則改正案が採用されることで国際予備審査の質及び利便性の向上が見込まれるといった理由から、我が方を始め、多くの国が歓迎し、作業部会は 2018 年の総会への提案を承認した。

4. 商標・意匠・GIの法律に関する常設委員会(SCT)

SCTでは、意匠・商標・地理的表示(GI)の法律に関する国際調和、各国共通の課題等について議論。

2018年は4月(第39回)、11月(第40回)に開催。会合では、①意匠(意匠法条約(DLT)、画像意匠(GUI)等の意匠の保護、優先権書類の電子的交換(DAS)に関する締約国の最新状況、国際博覧会出品製品の意匠保護に関する各国調査提案)、②商標(国名・地名・国ブランドの保護、医薬品に関する商標・国際一般的名称(INNs)、ドメインネームにおける商標関連の最新情報)、③地理的表示(GI保護に係る各国国内法及び実務運用等の調査に係る質問票回答及び将来作業)について議論。

このうち、DLTについては、伝統的文化表現等に関する出所開示要件及び技術支援の条文化を巡る途上国と先進国との意見の隔たりから、未だ外交会議開催の決定には至っていない。2018年の加盟国総会においても外交会議開催の決定について合意できなかったため、2020年前半の外交会議開催に向けて、引き続き2019年の加盟国総会で議論を継続することが決定された。第40回SCT会合においても、2018年の加盟国総会の決定に従い、DLTについての更なる議論は2019年の加盟国総会に委ねることが確認された。ほか、意匠に関しては、GUI、アイコン、タイプフェイス/タイプフォントの意匠の保護や、優先権書類の電子的交換(DAS)に関する締約国の最新状況、国際博覧会出品製品の意匠保護に関する各国調査提案に関する議論などがなされた。

商標については、国名、地名、国ブランドの保護や、医薬品に関する商標及び国際一般的名称(INNs)、ドメインネームシステムの拡大における商標関連の側面に関する議論などがなされた。

5. マドプロ作業部会

本作業部会は、マドリッド制度をより使いやすい制度とするため、主にマドリッド協定及びマドリッド協定議定書(マドプロ)の共通規則改正を議論する場として2005年にアドホック会合として初めて開催された。2008年の第5回会合から常設化され、以後ほぼ年1回の頻度で開催されている。

2018年は7月に第16回会合が開催され、当該会合では、①国際登録による代替¹、②国際登録の国内出願への変更²、③新しいタイプの標章及び新しい表現手段、④国際登録の限定³に係る質問票の調査結果などについて議論。いずれも引き続き議論することとなった。

¹ ある締約国において既に商標登録が存在する場合に、同一の商標が国際登録され、その締約国を領域指定すると、当該締約国における国内登録を国際登録に置き換えることができる仕組み。代替により、複数の締約国において別個に存在する国内登録を国際登録として一元管理できるようになる。

² 国際登録の基礎出願/登録の終了によって国際登録が取り消された場合、一定の要件のもと、国内出願への転換出願(変更)が認められている。

³ 国際登録簿に記録されている指定商品・役務について、一部の国に対して範囲を限定して審査を求める手続。

6. ハーグ作業部会

ハーグ同盟総会に向け、意匠の国際登録に関するハーグ協定の共通規則及び実施細則の改正をはじめとする事項について、締約国の実務者間における協議を行う場。2011年にアドホック会合として初めて開催されて以降（同年の総会で定期会合化）、概ね年1回の頻度で開催されている。

2018年は7月に第7回会合を開催。当該会合においては、①共通規則第3規則の改正提案と、②実施細則の改正提案の採択のほか、③拒絶通報の公表に関する問題などを議論。

このうち、①共通規則第3規則の改正提案は、手続緩和の観点から、国際出願時に代理人を選任するために必要とされる願書への出願人の署名を、代理人による署名によって代替し委任状の提出も不要とする規則改正が提案された。本改正提案は、国際事務局に対する代理人の選任手続に係るものであることを明確にするための文言修正を経て採択され、施行予定日を2019年1月1日として2018年の同盟総会に提案することとなった。

②実施細則の改正提案は、国際事務局とのファクシミリ通信の廃止及び代替手段としての申請書類のオンラインアップロードサービスの導入、並びに、手数料のオンライン支払手段の自由度を高めるために現行の明示規定から告示委任規定に変更するための修正について、実施細則の改正提案がなされ、出願人の利益に資するものとして採択された。

③拒絶通報の公表に関する問題は、指定締約国が通知した拒絶の通報をWIPOウェブサイト上で公表する現行の運用によって、拒絶理由が不特定多数の者に容易に閲覧されることを懸念する潜在的なユーザーからハーグ制度の利用の妨げになっているとの意見があるため、本件運用の今後の扱いについて議論がなされた。

7. 著作権等常設委員会 (SCCR)

SCCRは2018年、5月（第36回）と11月（第37回）に開催され、特に①放送機関の保護と②権利の制限と例外について議論。

このうち、①放送機関の保護は、1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第31回SCCR（2015年12月）には、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われているところ、2018年の会合では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集

中の議論。具体的には、「放送」の定義について、有線放送を含める案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されたものの、当該国から受け入れ可能との表明がなされ、放送に有線放送が含まれることとなった。また、放送の定義からインターネット送信を除くという点について合意が得られた。また、保護の対象（インターネット上の送信）について、主に異時送信の保護について議論がなされたところ、異時送信のうち見逃し配信については義務的保護とすべきであるとする国がある一方で、国ごとに異時送信の保護の必要性は異なることから義務的保護に懸念を有する国があり、引き続き議論が継続されることとなった。

②権利の制限と例外は、著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在（i）図書館とアーカイブのためのものと（ii）教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いているところ、2018年の会合では、2019年までの本議題に関する進め方に関するアクションプランが議長より提示され、制限と例外に関する研究の継続、専門家会合、地域セミナーを開催することが決定された。

8. WIPO 標準委員会

WIPO 標準委員会（CWS）は、2009年9月の一般総会において、従前の情報技術常設委員会／標準・文書作業部会（SCIT／SDWG）に代わり設置が承認された。技術専門家が集い、新たな WIPO 標準の策定や現行 WIPO 標準の改正等について検討することを目的とした委員会である。

2018年は10月に第6回会合を開催。同会合において、①ICT 戦略及び AI に関する会合と WIPO 標準、②Web API（Application Programming Interface）に関する新 WIPO 標準、③XML4IP タスクフォース、④リーガルステータスタスクフォース、⑤WIPO 標準 ST.26、⑥知的財産文書に含まれる 3D モデル及び画像に関する WIPO 標準作成の提案などについて議論。

このうち、①ICT 戦略及び AI に関する会合と WIPO 標準においては、WIPO が開催した「知財行政のための ICT 戦略及び人工知能に関する知的財産庁会合」（2018年5月）において提案された 40 の勧告を、当委員会の既存又は新設タスク（標準化のための ICT 戦略タスクフォース）に割当て、今後の取組を検討することが承認された。

②Web API（Application Programming Interface）に関する新 WIPO 標準については、Web API に関する新たな WIPO 標準を策定するための議題。XML4IP タスクフォースが作成した標準案を踏まえ、共通 API の開発について議論された。その結果、共通 API を検討するためのビジネスケースの例として、審査書類を共有するワン・ポータル・ドシエ、

及び、リーガルステータスデータの交換が挙げられた。今後は、事務局がベータ版として作成する共通 API を用いて、これらの概念実証 (Proof of Concept) を行うこと、及び、次回 CWS 会合において XML4IP タスクフォースが Web API 標準の最終提案を行うことが承認された。

9. エンフォースメント諮問委員会

本諮問委員会は、2002 年の一般総会において、知的財産権のエンフォースメント（権利執行）に関する諮問委員会（ACE）として設立され、知的財産権（知財）の執行に関する技術的な支援や調整、特に模倣・海賊行為に対抗するための機関・産業界との連携、公衆教育、支援、国内・地域内の研修プログラムの実施調整、知的財産権行使の事項に関する情報交換等を行っている。

2018 年は 9 月に第 13 回会合が開催された。当該会合では、知財のエンフォースメントに係る①公衆への啓発活動、②政策実施体制、③WIPO からの法律起草支援、④WIPO による各国・地域での人材育成活動支援について、プレゼンテーション等を通じ、情報共有が行われた。

このうち、①知財エンフォースメントに係る公衆への啓発活動においては、クロアチア、カザフスタン、タイ、米国、スペイン及びスイスから報告がなされ、特定の対象に対して知財尊重意識を醸成するために、各国のソーシャルメディアの利用、有名アーティストとコラボレーションの啓発活動事例の紹介があった。

また、②知財エンフォースメントに係る政策実施体制においては、サブテーマ「知財エンフォースメントと競争法のインターフェイス」として、ブラジル及びペルーから知的財産法と競争法の適用に関するプレゼンテーションが行われ、サブテーマ「知財エンフォースメントの調整」では、ベラルーシ、中国、フィンランド、メキシコ、ペルー、韓国、ロシア及びウガンダから、それぞれの国及び地域レベルでの取り組みについてプレゼンテーションが行われた。サブテーマ「オンライン侵害に対する連携」では、イスラエル、英国及び欧州委員会から、オンライン侵害に対して、プロバイダ、検索エンジン、オンライン広告業者と連携した取り組みについてプレゼンテーションが行われ、サブテーマ「公平で総論的で効果的な知財紛争の解決」では、コロンビア、ヨルダン、モロッコ、英国及び AIPPI から、知財侵害の場合の損害賠償額についてプレゼンテーションが行われた。いずれのサブセッションもパネルディスカッションが設けられており、活発な議論がなされた。

③WIPO からのエンフォースメントに係る法律起草支援においては、WIPO より、2017 年に引き続き途上国のエンフォースメント関連法案に対し、それが TRIPS 協定に沿った形で、かつ、各国の状況を考慮した柔軟性のあるものとなるよう、支援を行っている旨説明があり、実際に支援を受けたインドネシアから感謝の意が述べられた。

10. 開発と知的財産に関する委員会(CDIP)

開発と知的財産に関する委員会 (CDIP) は、WIPO が取り組むべき「開発アジェンダ」(2007 年の WIPO 一般総会にて採択) を実施するための作業計画の策定、履行状況の確認等を行うために設立された委員会。

2018 年は 5 月 (第 21 回) と 11 月 (第 22 回) に開催。同会合においては、①知的財産と開発に関する国際会議の隔年開催に関するアフリカグループの提案、②独立レビューの勧告の実施に関する議論、③知的財産と開発などについて議論。

このうち、①知的財産と開発に関する国際会議の隔年開催に関するアフリカグループの提案については、アフリカグループは、2016 年 4 月に開催された「知的財産と開発に関する国際会議」と同様の国際会議を 2 年に 1 度、開催することに関する提案文書を第 19 回会合に提出し、さらに第 20 回会合では、提案文書の修正版を提出し、加盟国政府だけでなくユーザー、投資家や NGO など全てのステークホルダーが参加できる形で会議を開催する必要性を主張した。これに関して、先進国は、具体的なトピックやスピーカーが決まっておらず、予算も不明な状況で、2 年ごとの開催という枠組みだけを決定することはできないとし、意見の対立が続いていたが、第 22 回会合では、議長が事前にアフリカグループ等との調整を経て示した提案を元に地域グループ内及び地域グループ間の調整がされ、隔年で 3 回、CDIP 会合初日の 1 日を使って、知的財産と開発に関する国際会議を開催すること、次回会合初日に開催される国際会議のトピックは「知財制度の恩恵を受ける方法」とし、それ以降のトピックについては加盟国の同意に基づき決定すること、スピーカーの選任等については、バランスと公平性に基づき実施されるよう事務局に求めることが同意された。

②独立レビューの勧告の実施に関する議論は、第 20 回会合において、開発アジェンダ勧告の実施に関して外部のレビューチームが行ったレビューに含まれる 12 の勧告のうち、事務局等に過度の負担が発生するものや既に実施されているものは更なる対応は不要であり支持しないとする先進国と、全ての勧告を正式に採択して完全に実施すべきであるとする途上国との間で意見の対立が生じていたが、第 22 回会合において、議長から、事務局は、引き続き勧告 5 と 11 に関連する実務を継続して実施することとする提案がされたところ、さらに開発アジェンダの実施に関する事務局長報告において、「期待される結果」への関連付けを追記する旨の文言を追記することで、合意された。

③知的財産と開発は、第 19 回会合で CDIP 会合の常設議題として導入することが決定され、第 20 回会合において、この新しい議題について議論がされたが、具体的な議題の内容を決定することができなかつたため、関心のある加盟国は、第 21 回会合までに事務局に提案を提出することとされていたところ、議論、調整の結果、第 22 回会合では「女性と知的財産」を、第 23 回会合では「デジタル環境における知的財産権と開発」を議論し、第 24 回会合においては、B グループ等が提案した「中小零細企業における知財とイノベーション」を、第 25 回会合では、インドネシアと UAE からの共同提

案である、「知的財産とクリエイティブエコノミー」について議論することに合意した。

そして、第 22 回会合においては、「女性と知的財産」が議題として、事務局から様々な仕事で活躍している女性についてのプレゼンテーションがなされ、加盟国の議論の場が設けられた。多くの加盟国から、女性の参加を促進する各国の取組の紹介がなされた。本議題に関し、メキシコは、加盟国が人権としての男女平等の再確認を含む、12 の項目に対するコミットメントを宣言することを提案した。加盟国からの意見を調整した結果、宣言という形式ではなく、今次会合において「女性と知的財産」に関する議論がなされ、当委員会は、男女平等の機会促進の重要性等を認識すること等をまとめた文書が提示され、加盟国はこれを承認した。また、第 26 回会合において「女性と知的財産」に関する議論を再度行うことも合意された。

1 1. 遺伝資源等政府間委員会(IGC)

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GR)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書⁴について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2018 年は 3 月、6 月にそれぞれ、GR に関する第 35 回、第 36 回 IGC 会合、8 月に TK/TCEs 及び WIPO 一般総会への勧告事項に関する第 37 回 IGC 会合、そして 12 月にも TK/TCEs に関する第 38 回 IGC 会合がそれぞれ開催された。2018 年に開催された IGC 会合の議論の概要は以下の通り。

(a) データベース整備：我が国や米国等は、GR 及び GR に関連する TK に関するデータベースの整備が「誤った特許付与」の防止に有効である点を主張した。一方途上国は、データベースの重要性は認識しつつも、それはあくまでも出所開示要件を補完する手段であるとの見解を示した。

(b) GR に関するテキストの対象：途上国は、GR とその配列情報等をも含みうる派生物 (derivatives) にまで対象を広げるべきであると主張した。これに対し、先進国は、“derivatives”という用語の曖昧さから、対象が無制限に広がることに懸念を表明した。

⁴ 「The Committee will, during the next budgetary biennium 2018/2019, continue to expedite its work, with the objective of reaching an agreement on an international legal instrument(s), without prejudging the nature of outcome(s), relating to intellectual property which will ensure the balanced and effective protection of genetic resources (GRs), traditional knowledge (TK) and traditional cultural expressions (TCEs).」 (第 57 回 WIPO 加盟国総会決定 (A/57/11 ADD.6) より。法的拘束力があるとは明示されていない。)

また、先進国は、テキストの対象を、特許のみに限定すべきと主張したが、途上国は、知的財産全般を対象とすべきと主張した。

(c) GR に関する開示要件の導入：途上国からはその導入が要望されたが、先進国は、新たな開示要件の導入が特許制度の利用者に大きな負担を課すものであり、イノベーションを阻害し得るものであることや、審査遅延を引き起こす懸念がある等の理由から、これに反対した。

(d) TK/TCEs に関するテキストの対象：テキストの保護対象とする TK/TCEs を、一定（50 年又は 5 世代）以上の期間にわたり利用されてきたもののみとするか否かについて、テキストの客観性、法的予見性を重視する観点から、これを必要であるとする先進国と、TK/TCEs の内容は日々変動し、期間を明確に区切れるものでないとの観点から、これを不要であるとする途上国の間で意見の隔たりがみられた。また、保護される TK/TCEs を、①秘密又は神聖なもの、②狭い範囲で拡散しているもの、③広く拡散しているものの 3 段階に分け、それぞれにおいて保護のレベルを変えるアプローチに関して、各段階の定義の明確化を求める先進国と、テキスト上の明確化は不要であるとする途上国の間の意見の隔たりを解消することはできなかった。

以上

IV. 世界知的所有権機関（WIPO）における著作権関連の最近の動向について

1. 著作権等常設委員会（SCCR）における最近の議題

（1）放送機関の保護

（2）権利の制限と例外

2. 各論

（1）放送機関の保護

<経緯等>

1998年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の保護に関する新たなルール（放送条約）の策定を目指して議題化され、現在、2007年の一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））に従って議論を継続しており、第24回SCCR（2012年7月）において、単一の作業文書が作成されるに至っている。また、第31回SCCR（2015年12月）には、条約の枢要である、(i)用語の定義（definition）、(ii)保護の対象（object of protection）、及び(iii)与えられる権利（rights to be granted/protection）に関する統合テキスト案が議長から提示され、本統合テキスト案に基づいて議論が行われている。

2018年に開催された2度のSCCR（第36回会合（5月）、第37回会合（11月））では、議長より提示された統合テキスト案に基づき集中的に議論が行われた。

<2018年の議論の概要>

ア. 用語の定義

「放送」の定義については、有線放送を含める案に対して、国内法制との整合性の観点から複数の国から懸念が表明されたものの、当該国から受け入れ可能との表明がなされ、放送に有線放送が含まれることとなった。また、放送の定義からインターネット送信を除くという点について合意が得られた。

イ. 保護の対象（インターネット上の送信¹）

主に異時送信の保護について議論がなされたところ、異時送信のうち見逃し配信については義務的保護とすべきであるとする国がある一方で、国ごとに異時送信の保護の必要性は異なることから義務的保護に懸念を有する国があり、引き続き議論が継続されることとなった。

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、(ii) ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）(iii) 異時送信に分類している。

(2) 権利の制限と例外

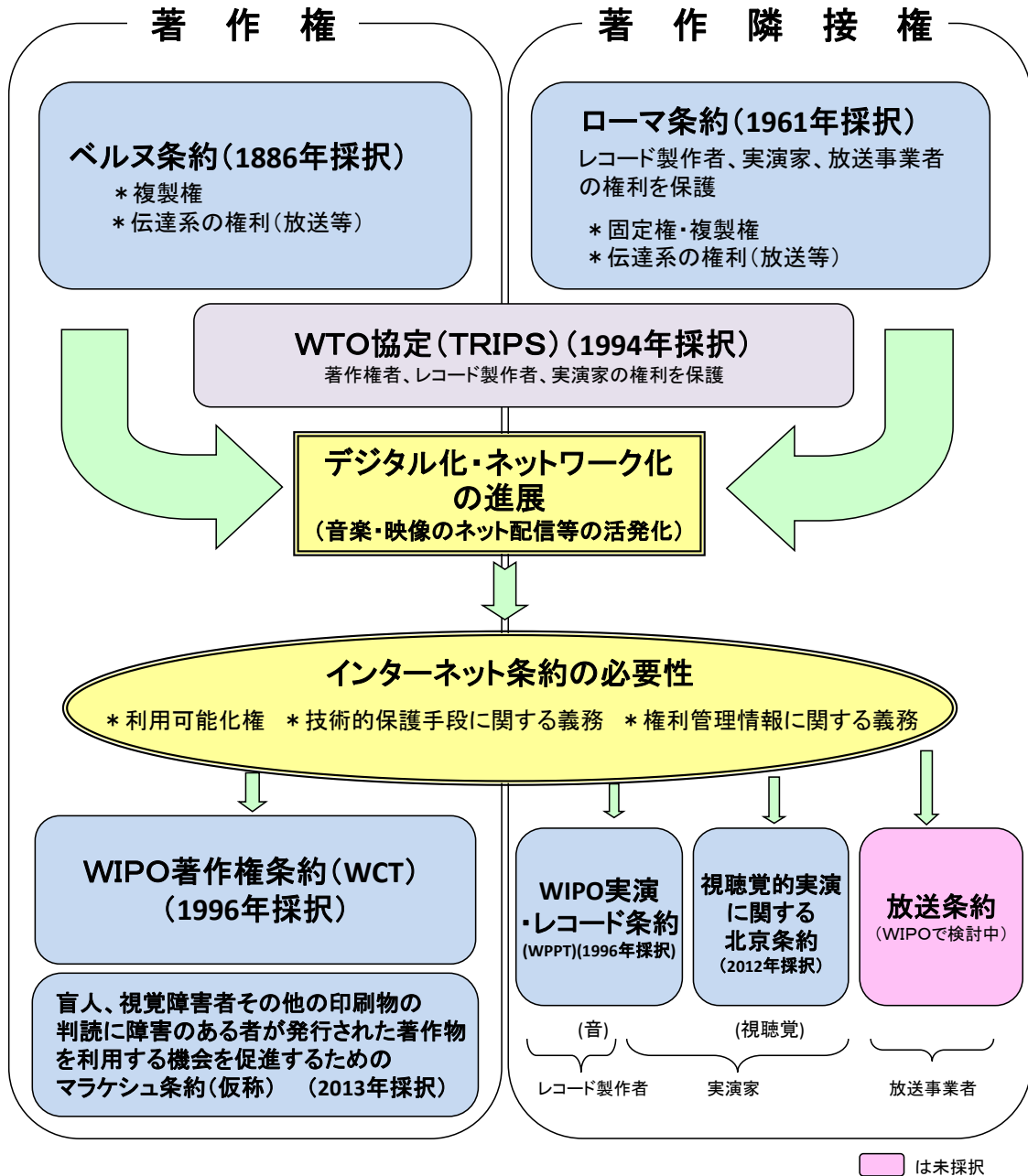
著作権等の権利保護だけではなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在 (i) 図書館とアーカイブのためのものと (ii) 教育、研究機関等のためのものの2つを議論対象としている。両議題とも、各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

2018年の会合では、2019年までの本議題に関する進め方に関するアクションプランが議長より提示され、制限と例外に関する研究の継続、専門家会合、地域セミナーを開催することが決定された。

(3) 今後の予定

今後SCCRは、2019年4月、10月に開催予定である。

主要な著作権関連条約



以上

V. WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) における議論の動向 ～2018年2月以降の動き～

はじめに

WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore; IGC) においては、遺伝資源 (GR)、伝統的知識 (TK)、伝統的文化表現・フォークロア (TCEs) の保護に関し、2001 年以来、知的財産権の観点から専門的かつ包括的な議論が重ねられている。これまで、効果的かつバランスのとれた保護を確保する国際的な法的文書¹について合意に達することを目的に、テキストベースの交渉を行うこと等のマンデートに基づき、それぞれ具体的なテキストに基づく議論が行われてきたが、国際的な保護の枠組の創設を求める途上国と、それに慎重な先進国の意見の懸隔は依然大きいままである。

2018年3月、6月にそれぞれ、GRに関する第35回、第36回 IGC 会合、8月に TK/TCEs 及び WIPO 一般総会への勧告事項に関する第37回 IGC 会合、そして12月にも TK/TCEs に関する第38回 IGC 会合がそれぞれ開催された。各会合の結果概要は、以下のとおりである²。なお、2018年は WIPO の計画予算策定年度ではないため、2018年10月の WIPO 一般総会では、それまでの進捗のレビューが行われるに留まり、引き続き 2018/19 年度マンデート・作業計画に従って議論が行われていくこととなっている。

1. 第35回 IGC 会合 (GR) (2018年3月19日～23日)

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合やコンタクトグループ³と、全体会合 (以下「プレナリー」) とを併用する手法が採用され、各条項についてテキストベースの議論が進められた。

我が国や米国等は、GRに関するデータベース整備が「誤った特許付与」の防止に有効である点を主張した。一方途上国は、データベースの重要性は認識しつつも、それはあ

¹ 「The Committee will, during the next budgetary biennium 2018/2019, continue to expedite its work, with the objective of reaching an agreement on an international legal instrument(s), without prejudging the nature of outcome(s), relating to intellectual property which will ensure the balanced and effective protection of genetic resources (GRs), traditional knowledge (TK) and traditional cultural expressions (TCEs).」 (第57回 WIPO 加盟国総会決定 (A/57/11 ADD.6) より。法的拘束力があるとは明示されていない。)

² これまでの IGC の議論の動向については、平成29年度 TRIPS 協定整合性分析調査報告書 (第4章 I.1. WIPO 遺伝資源等政府間委員会 (IGC) における議論の動向～2017年2月以降の動き～) 等を参照。
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/trips_chousa_houkoku/29_4.pdf

³ 国際的な法的文書について、選択肢の数を減らし、見解の隔たりを小さくすることを目的とした議論をするために組織される少人数のグループ。複数のテーマについて、テーマごとにコンタクトグループが組織され、同時進行的に議論が行われた。各地域グループから1テーマにつき1人が専門家として参加。

くまでも出所開示要件を補完する手段であるとの見解を示した。また、テキストの対象 (subject matter) に関して、途上国は、GR とその配列情報等をも含むうる派生物 (derivatives) にまで対象を広げるべきであると主張した。これに対し、先進国は、“derivatives” という用語の曖昧さから、対象が無制限に広がることに懸念を表明し、結果的に先進国と途上国の対立構造に変化はなかった。

会合 2 日目までの議論を踏まえ、会合 3 日目に改訂テキスト第 1 版が作成された。会合 4 日目には、各地域グループから最大 6 か国が参加するインフォーマルで議論が行われた。また、3 つのテーマ⁴ごとに構成されたコンタクトグループも行われ、プレナリーにその結果が報告された。それら議論の結果を踏まえ、会合 5 日目 (最終日) に改訂テキスト第 2 版が提示された。

依然として合意に至っていない多くの事項を含み、多数のブラケットが付されている改訂テキスト第 2 版は、第 36 回会合に送られ、引き続き議論を行うこととなった。

2. 第 36 回 IGC 会合 (GR) (2018 年 6 月 25 日～29 日)

(1) 主な論点と GR テキストに関する議論

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式協議やコンタクトグループ⁵と、プレナリーとを併用する手法が採用され、各条項についてテキストベースの議論が進められた。

開示要件の導入に関しては、途上国からはその導入が要望されたが、先進国は、新たな開示要件の導入が特許制度の利用者に大きな負担を課すものであり、イノベーションを阻害し得るものであることや、審査遅延を引き起こす懸念がある等の理由から、これに反対した。我が国や米国等は、GR に関するデータベース整備が「誤った特許付与」の防止に有効である点を主張した。一方途上国は、データベースの重要性は認識しつつも、それはあくまでも出所開示要件を補完する手段であるとの見解を示した。またテキストの対象に関して、先進国は、特許のみに限定すべきと主張したが、途上国は、知的財産全般を対象とすべきと主張し、先進国と途上国との対立構造に変化はなかった。

会合 2 日目までの議論を踏まえ、会合 3 日目に改訂テキスト第 1 版が作成された。会合 4 日目には、インフォーマルが開催され、改訂テキスト第 1 版について議論がされた。この議論の結果を受けて、会合 5 日目に改訂テキスト第 2 版が提供されたものの、先進国より、改訂テキスト第 2 版には正式なテキストの最新版として採用し得るものでないとの主張がなされ、議論が膠着。最終的に、改訂テキスト第 2 版はあくまで参考としての位置付けとし、第 36 回会合開始前のテキスト (第 35 回会合より送られてきたテキスト) を 2018/19 年度の最終会合である第 40 回会合に送付することで合意に至った。

⁴ 「前文」、「用語の定義」(特に、開示要件で開示する内容と、開示要件の適用条件に関するもの)及び「制裁措置」(開示要件に違反した時のもの)。

⁵ 第 36 回会合では、3 つのテーマ (テキストの対象、開示要件の内容とトリガー、開示要件不遵守の結果) について、コンタクトグループが設けられた。

(2) アドホック専門家グループ⁶

第 36 回会合に先立ち、アドホック専門家グループが開催された。我が国からは、嶋田国際政策課国際制度企画官（当時）がこれに出席し、今次会合 1 日目には、その議論の内容がプレナリーに報告された。

3. 第 37 回 IGC 会合（TK/TCEs 及び一般総会への勧告検討）（2018 年 8 月 27 日～31 日）

(1) 主な論点と TK/TCEs のテキストに関する議論

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合とプレナリーとを併用する手法が採用され各条項についてテキストベースの議論が進められた。

①「前文」に利益配分に関する文言を導入すべきか、②テキストの保護対象となるべき TK 及び TCEs の適格性の基準を規定する場合、TK 及び TCEs の定義を規定している「用語の利用」の条文内に規定すべきか、③「保護対象」の条文を別途設けるべきか、④受益者に国家を含めるべきか等について議論がされた。我が国を含む先進国が提案している TK に関するデータベース整備については、アフリカなどの途上国は従前と同様にデータベースの重要性は認識しつつも、それは出所開示要件を補完する手段であるという考え方に変化はなかった。

また、事実に基づいた調査研究（TK/TCEs に関する各国の国内登録制度及び具体的保護対象等を明らかにする研究）提案が EU からなされた。我が国及び米国は、各国の TK に関する新たな（*sui generis*）保護制度についての調査研究を提案した。いずれの提案も先進諸国から好意的な意見が寄せられた一方、インドやアフリカ等の途上国から調査研究よりもテキストの議論を優先すべき旨意見が述べられた。

会合 2 日目までの議論を踏まえ、会合 3 日目に改訂テキスト第 1 版が提案されたところ、先進国より懸念が示された。会合最終日には、改訂テキスト第 2 版が提示され、これには多くの加盟国から今後の議論の対象とすることに同意が示され、当該テキストが第 38 回会合に送られることとなった。

(2) WIPO 一般総会への勧告に関する議論

上記（1）の議論と並行して、WIPO 一般総会に対する勧告についても、主に議長と地域グループコーディネータを中心にして文言の調整が進められた。

⁶ アドホック専門家グループは、マンデートにて開催が示唆されていた、IGC での交渉をサポートし促進するためのグループ。IGC のプレナリーが議決機関（*decision-making body*）であり、アドホック専門家グループは、法的、政策的、技術的論点について助言や分析を行い、第 36 回会合のプレナリーにその結果を報告することとされていた。アドホック専門家グループは、各地域グループから参加する最大 4 人の専門家と、事務局、事務局が招聘する 3 人の学术界や産業界からの専門家で構成された。

調整の結果、最終的には、「2018/19年のIGCマンドートに従い、(a)IGC会合へのすべての参加国は、第37回会合の結論として、テキストへの合意形成のためにIGC会合の議論を加速させることに貢献することを再認識し、(b)第35回及び第36回会合におけるGRテキストの進捗を認め、(c)GRテキストについて第40回会合において棚卸作業を行ったうえで、GR、TK、TCEsテキストについての外交会議開催に関する勧告を含む次の段階について検討を行うことに留意し、(d)第37回会合におけるTK及びTCEsテキストの進捗に留意し、(e)第38回～第40回会合では、引き続きTK及びTCEsテキストの議論を継続し、(f)先住民及び地域コミュニティのIGC会合への参加の重要性を認識し、その実現のためのWIPO任意ファイン드의枯渇を認識し、加盟国に対しファンドへの資金拠出や別途代替となるファンドについて検討することを奨励する」、との勧告が採択された。

4. 第50回WIPO一般総会（2018年9月24日～10月2日）

上記3.(2)で採択された勧告が2018/19年度の1年目の進捗として報告され、各国より歓迎の意が表された。

5. 第38回IGC会合（TK/TCEs）（2018年12月10日～14日）

(1) 主な論点とTK/TCEsのテキストに関する議論

議論の対象となるテキストに対する意見の収束を図ることを目的として、地域ごとに参加国数を限定した非公式会合やコンタクトグループとプレナリーとを併用する手法が採用され、特にTK/TCEsにつき、両者に共通の横断的課題（「用語の利用」、「保護対象」、「保護範囲」、「例外及び制限」）について集中的な議論が行われた。

テキストの保護対象とするTK/TCEsを、一定（50年又は5世代）以上の期間にわたり利用されてきたもののみとするか否かについて、テキストの客観性、法的予見性を重視する観点から、これを必要であるとする先進国と、TK/TCEsの内容は日々変動し、期間を明確に区切れるものでないとの観点から、これを不要であるとする途上国の間で意見の隔たりがみられた。また、保護されるTK/TCEsを、①秘密又は神聖なもの、②狭い範囲で拡散しているもの、③広く拡散しているものの3段階に分け、それぞれにおいて保護のレベルを変えるアプローチに関しても、各段階の定義の明確化を求める先進国と、テキスト上の明確化は不要であるとする途上国の間の意見の隔たりを解消することはできなかった。

会合2日目までの議論を踏まえ、会合3日目に改訂テキスト第1版が提案され、更に議論を経て会合最終日には改訂テキスト第2版が提示された。改訂テキスト第2版には、“Traditional”の定義が導入されたほか、改訂テキスト第1版の配布後に議論された点につき、各国からの提案が盛り込まれたが、合意に至っていない提案事項も含まれて

いる。

プレナリーで改訂テキスト第2版に寄せられた意見は、全て今次会合の報告に盛り込むことされた上で、改訂テキスト第2版が第39回会合に送られることとなった。

(2) その他各国の提案

前回会合中に日米共同で提示した、各国のTKに関する特有の(sui generis)保護制度についての調査研究実施の提案が、修正の上で今次会合でも提出され、その重要性が日米より説明された。また、従前より先進国が提案しているTKに関するデータベース整備に関しても、改めて説明があった。これらの提案に関しては、先進諸国から好意的な意見が寄せられた一方、インドやアフリカ等の途上国からは、調査研究よりもテキストの議論を優先すべき旨の意見が述べられた。

(3) アドホック専門家グループ

第38回会合に先立ち、アドホック専門家グループが開催された。我が国からは、山崎国際政策課国際制度企画官が出席し、今次会合1日目には、その議論の内容がプレナリーに報告された。また、当初のワークプログラムから変更し、次回第39回会合前にもアドホック専門家グループが開催されることになった。

結び

2018/19年度後半も、引き続き議論の動向を注視しつつ、我が国の関連産業への影響も踏まえながら、マンデートに従い作業を継続していく。

【2018/19 年度マニフェスト・作業計画】

第 35 回 IGC 会合 (GR) : 2018 年 3 月 19 日～23 日 (5 日間)

- ・ GR につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論

第 36 回 IGC 会合 (GR) : 2018 年 6 月 25 日～29 日 (5～6 日間)

- ・ GR につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・ アドホック専門家グループの開催

第 37 回 IGC 会合 (TK/TCEs) : 2018 年 8 月 27 日～31 日 (5 日間)

- ・ TK/TCEs につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・ 勧告を作成することもあり得る

WIPO 一般総会 : 2018 年 9 月 24 日～10 月 2 日

- ・ 現状報告と勧告の検討

第 38 回 IGC 会合 (TK/TCEs) : 2018 年 12 月 10 日～14 日 (5～6 日間)

- ・ TK/TCEs につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・ アドホック専門家グループの開催

第 39 回 IGC 会合 (TK/TCEs) : 2019 年 3 月～4 月 (5 日間)

- ・ TK/TCEs につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・ アドホック専門家グループの開催

第 40 回 IGC 会合 (TK/TCEs) : 2019 年 6 月～7 月 (5～6 日間)

- ・ TK/TCEs につき、未解決事項への対処やテキスト中のオプション検討に焦点を置き議論
- ・ GR/TK/TCEs の実績評価と勧告の作成

WIPO 一般総会 : 2019 年 10 月

- ・ これまでの議論の進捗を評価し、テキストを検討し必要な決定を下す

以上